

心理コンサルテーションの実践研究③
 児童養護施設職員に対する心理コンサルテーションの質的分析

鹿児島純心女子大学大学院¹⁾ 福永 真理奈
 鹿児島純心女子大学大学院 若本 純子

和文要旨

本研究では、児童養護施設の心理担当職員に対する14回の心理コンサルテーションを、Brown, Pryzwansky, & Schulte(2001)のコンサルテーションプロセスモデルに依拠し、佐藤(2008)の質的データ分析法を用いて質的分析を行った。その結果、155の焦点的コードからなる32の概念的カテゴリが抽出された。主訴、アセスメントに分類されたカテゴリとコードには、児童養護施設の入所児童が抱える多様な問題とかかわりの現状が示された。問題の定義づけ、かかわり方の選定で見出されたカテゴリとコードはBrown et al.(2001)の示唆に概ね合致したが、その根拠とともに助言が行われるという特徴があった。本研究で新たに見出されたコンサルティ、コンサルタントの発話におけるカテゴリとコードからは、コンサルテーションが専門的助言にコンサルティとコンサルタントの発話が加わる相互的な援助過程であることが示唆された。

キーワード：児童養護施設 心理コンサルテーション 質的分析

問 題

近年の児童虐待の増加に伴い、児童養護施設では被虐待児の入所数が増加の一途を辿っている。さらに、児童養護施設に入所した被虐待児の被虐待体験が、子どもの行動や情緒問題に大きな影響を及ぼしていることが認められており(石, 2006; 中山, 2011; 下笠, 2004; 坪井, 2005,2007), 施設内での心理的な支援の必要性が高まっている。1999年度に厚生労働省は、児童養護施設に心理担当職員を導入を開始したものの、心理担当職員をめぐるさまざまな課題がある。若本・福永(2013)は、先行研究の概観と自らの児童養護施設におけるコンサルテーションや研修の経験を踏まえ、処遇との兼務であり専任ではない、被虐待児といった深刻なケースに対応するのに十分な専門性を有しているとはいえず、心理担当職員にとっても負担になっている、他職員からの理解が得られにくく、心理担当職員が孤立したり正当な評価を得られにくい等の課題を挙げ、心理担当職

員の専門性の更なる向上や、心理担当職員が働く環境を整備し、その専門性を十分に発揮できる場を作っていくことが求められていることを指摘している。そして、児童養護施設における心理業務の現状に対する有用な支援形態のひとつとして心理コンサルテーションを挙げている。

コンサルテーションとは、コンサルタント(consultant)とコンサルティ(consultee)によって構成される異なる領域の専門家間の支援形態を指す。コンサルテーションでは、コンサルティが直近で抱えている問題の解決に向けた取り組みのみならず、コンサルティが自らの専門性を最大限に生かしながら問題に対処する力をつけ、その結果がコミュニティ全体の対処能力の向上と問題発生予防につながることを最終的な目標としている(箕口・上手, 2007)。コミュニティにおける支援では中核的な介入方法であり、多様な学問領域とフィールドにおいて用いられている。

コンサルテーションの中でも、心理コンサルテ

1) 修士課程2年

ションと言及する際には、「心理的課題を抱えたクライアントを支援する責任のあるコンサルティが、クライアントへのよりよい支援を提供するために、心理学の専門家であるコンサルタントに自発的・主体的に相談するプロセスであり、コンサルティがコンサルタントの持つ専門的知識と技法を共有しながら、問題解決の方法を探っていく相互作用の過程(加藤, 2006, p.71)」と定義される。むろん、心理コンサルテーションの場合においても、コンサルテーションで重視される1)クライアントの心理的な問題の援助はクライアントが属するコミュニティの人々と専門家との連携と協働によって行うという考え方、2)コンサルタントとコンサルティの対等な関係性、3)問題解決のための課題中心の関係性、4)ケースに関する責任の所在はコンサルティ側にありコンサルティ自身が自らの専門性を活かして問題解決を行えるよう援助するといった特徴(山本, 1986)は保持される。

一方で、坪井・李(2007)が指摘するように、コンサルテーション(心理コンサルテーションを含む)を行う場合には、対象とする場や集団の風土、クライアントの特性などを考慮し、対象や場に即したコンサルテーションを行うことが肝要である。しかし、児童養護施設のコンサルテーション研究はきわめて少なく、わずかな事例研究や報告(樋口, 2009; 曾田, 2002; 築地, 2004; 渡辺, 1998)、実証研究ではあるが分析方法や枠組みの点で工夫の余地が残るもの(箕口, 1987)にとどまっている。加藤(2006)も、これまでの心理コンサルテーションに関する研究が学校領域での事例研究に限定され、実証的アプローチの研究に乏しいこと、加えて、効果や実践上の工夫については論じられているが、機能や目的、方法やプロセスについての議論は十分ではないことを指摘している。

児童養護施設、ならびに心理担当職員にとって有用な心理コンサルテーションの構築を研究するにあたっては、コンサルテーションとしての要件、児童養護施設そして心理担当職員に対するコンサ

ルテーションに特化された重要な要素を特定するために、コンサルテーションの内容を詳細かつ実証的に捉えることから始める必要があるだろう。

そこで、本研究では、児童養護施設の心理担当職員に対して一定期間心理コンサルテーションを定期的・継続的に実施し、その支援過程におけるコンサルタントとコンサルティのやりとりを質的に検討し、児童養護施設の心理担当職員に対する心理コンサルテーションの構成要素とその特徴を明らかにすることを目的とする。

コンサルテーションは、コンサルティ、コンサルタントが異なる領域の専門家であり、対等性や課題中心性等の特徴をもつ支援形態であることを先述した。しかし、心理コンサルテーションにおいては、コンサルテーションをコンサルテーションとして実施することが難しい、より端的に言うならばカウンセリングなど他の心理臨床の介入方法との線引きが難しい局面が生じやすい。これは、支援を提供する側のコンサルタント側が混同する場合も考えられるし、コンサルティ側が相手が心理の専門家ということでカウンセリング的なかわりを求めるといった場合も考えうる。このような境界の曖昧さや割り切れなさははらみながら行われる心理コンサルテーションの有効性につながる構成要素を明らかにしようとする研究では、事象を的確に抽出し把握するための明確な理論的枠組み、さらにその枠組みを活かしつつデータ分析法に用いることが不可欠である。

コンサルテーション研究が進んでいる欧米では、問題解決を図るために重要な要素の検討や工夫のため、コンサルテーションをプロセスとして捉える研究が盛んに行われている。本研究では、それらの中でも比較的妥当性が高いと言われる(箕口・上手, 2007)Brown, Pryzwansky, & Schulte (2001)が示した、1)出会い、2)契約、3)アセスメント、4)問題の定義づけと目標設定、5)かかわり方の選定、6)介入、7)評価、8)終結からなるプロセスモデルに依拠し、コンサルテーションの中核的プロセスであるアセスメント、問題の定義づけと目標設定、かかわり方の選定に該当する

コンサルタントとコンサルティのやりとりを抽出・集約し、各プロセスにおける構成要素とその特徴を明らかにする。

一方、分析法については、佐藤(2008)の質的データ分析法を採用する。この質的データ分析は、先行研究の知見や、既存の理論的枠組み等の有効な前提知識を踏まえ、仮説検証的な発想に基づいてコード化を進めることができる点に特徴があり、コンサルテーションの実際を理論的枠組みに沿って捉え、データを集約することで、その構成要素や特徴を明らかにしようとする本研究の目的に最適の分析法である。

方 法

本研究は、研究の一環としてコンサルテーションに協力してくれる児童養護施設の心理担当職員を募り、実施された。また、単発のコンサルテーションではそれが本当に有効であったかはわからないこと、最終的にはコンサルティの成長を目標とするコンサルテーションは一定期間継続的に行われる必要があることから、半年間のコンサルテーションを行う研究として協力者を募り、希望がある場合には契約を更新し、コンサルテーションの期間を延長することとした。

期間・場所 2012年11月～2013年6月。研究者が所属する心理臨床相談センターの相談室において、14回のコンサルテーションが実施された。

研究協力者 コンサルティは、児童養護施設に勤務して8年目のキャリアを持つ女性職員である。保育士資格と認定心理士資格を所有しており、保育士として働き始め4年目から心理業務を兼務し始めた。途中出産のため休職したが、現在はフリーの処遇担当兼心理担当職員として働いている。一方、コンサルタント(第2著者)は、児童、生徒、学生に対するカウンセリング、教師、保育者等に対するコンサルテーションを実施してきた経験14年の女性臨床心理士である。コンサルタントは当該児童養護施設において研修を実施したことはあるが、コンサルティとはほぼ初対面であった。また、コンサルティはこれ以前に、心理業務に関

するコンサルテーションを受けたことはなかった。

コンサルテーションの概容 コンサルテーションは隔週で行われ、毎回の所要時間は1～1.5時間程度であった。最初の契約において、このコンサルテーションは、コンサルティが心理業務を円滑に行うことができるようになるためのサポートするための場であることが説明され、コンサルティのニーズを中心にコンサルテーションを進めていくことが合意された。毎回のセッションは、コンサルティが対応に困ったり、迷ったりしているケースについて説明し、質疑を交えながらコンサルタントが助言していくというのが基本的なパターンであった。1セッションにつきほぼ3～4ケースについてのコンサルテーションが行われた。

調査の手順 研究の目的や個人情報保護について、研究協力者と所属施設の両方に紙面や口頭で説明し同意を得た上で調査を行った。研究者(第1著者)がコンサルテーション内容を記録し、それを研究データとして用いた。コンサルテーションに入所児童の実名が登場することも多く、万が一の情報漏洩の排除のため録音は行わなかった。

結果と考察

質的分析のプロセス

佐藤(2008)の質的データ分析法に基づき、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスの枠組みに基づいてデータを整理していくトップダウンの集約過程と、データを集約して抽出概念の抽象度を上げていくボトムアップの集約過程とを、研究者2名が協議しながら統合的に実施した。なお、研究者のうち第1著者は自身がコンサルタントであったことから、データ集約過程は第1著者が主導して進めた。また、第2著者はコンサルタントとしての理解や印象等も協議の場に提出し、データ集約のための資料とした。

集約の手続きとして、まず、陪席記録を意味内容単位でセグメント化した。次に、トップダウンのデータ集約として、Brown et al.(2001)の示す8段階のコンサルテーションプロセスのうち、支援の中核となる「アセスメント」「問題の定義

づけ」「かかわり方の選定」の3つの段階にセグメントを振り分けた。ここでいう「問題の定義づけ」は、Brown et al.(2001)の分類において「問題の定義づけと目標設定」とされているものである。だが本研究では、毎回のコンサルテーションで目標設定を行う方法がとられていなかったため、「目標設定」の内容を除外し、「問題の定義づけ」とした。

一方、セグメントの中には、Brown et al.(2001)の8段階のコンサルテーションプロセスのどのプロセス枠にも登場し、連続する援助過程の一部としては分類することが困難なコンサルティ、コンサルタントの発話が多数存在した。そこで、「コンサルティの発話」「コンサルタントの発話」という新たな分類枠を加え、そこに分類した。さらに、「アセスメント」の中には、アセスメントを行うのに必要な諸情報と並んで、児童養護施設ならではの困難や心理担当職員の仕事上の悩みや困りごとが一群を形成していた。この内容は、本研究の目的である児童養護施設の心理コンサルテーションの特徴を反映すると考えられたため、「主訴」という新たな分類枠を立て、アセスメントから分離した。そして、合計6つの分類枠に対して全セグメントを振り分けていった。

続くコード化においては、まず6つの分類別にセグメント全体とBrown et al.(2001)を照合して仮の概念的カテゴリを付すトップダウンの分析を行い、セグメントに対して定性的コードをつけるボトムアップの分析を行った。その際は全体の4分の1のセグメントに対するコード化を試験的に行い、その結果を研究者間で精査し、調整を加えるという手順を繰り返しコードを決定した。そして、定性的コードと概念的カテゴリを照合しつつ、焦点的コードを決定した。さらに、定性的コードと焦点的コードを踏まえ、概念的カテゴリを最終決定した。分析中に生成されたコードは、元の記録と照合・確認する作業を繰り返し、データ解釈の厳密性および妥当性が損なわれないよう配慮した。

以上の分析を経て674のセグメントが得られ、

32の概念的カテゴリが抽出された。また、概念的カテゴリは、155の焦点的コードと503の定性的コードから構成されていた。以下では、概念的カテゴリを【 】、焦点的コードを『』とし、6つの分類別にコードの構成を示す。

主訴

主訴は、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスにおいて第3段階アセスメントに対応すると思われるものの中で、特にコンサルティの主訴に該当するセグメントによって構成した。

【児童の問題(行動)】 【心理業務】 【職員に対する懸念】 【事件への対応】 の4つの概念的カテゴリが抽出された。

【児童の問題(行動)】は、『児童の問題(行動)の実態』『児童へのかかわり方』『問題(行動)につながる恐れがある児童の行動』『児童の問題(行動)に対する確認』『児童の行動に対する懸念』の5つの焦点的コードで構成されていた。【心理業務】は、『プレイセラピーでの言動の意味』『プレイセラピーでのかかわり方』『プレイセラピーの適応範囲』『介入の方法』『心理業務の整備』『職員への面接』『職員研修に関する質問』の7つの焦点的コードで構成されていた。【職員に対する懸念】は、『職員の不適切なかかわり』『職員の言動に対する懸念』『職員の児童に対するかかわりの悩み』『児童の問題(行動)に対する職員との見方のずれ』の4つの焦点的コードで構成されていた。【事件への対応】は、『児童の職員に対する暴力事件への対応』『児童の性暴力事件への対応』の2つの焦点的コードで構成されていた。

考察 本研究は、児童養護施設職員に対する心理コンサルテーションの特徴を明らかにする目的を持つことから、Brown et al.(2001)のアセスメントのプロセスにおいて特に主訴を独立させた。主訴の概念カテゴリや焦点的コードの内容は、児童が抱えている虐待由来の情緒的・行動的問題への対応、知的障害・発達障害の判断に対する迷い、職員間の児童の問題に対する認識のずれ、そして心理業務の遂行に関するもの、さらに心理担当職員の業務が他の職員に十分に認識されていないこ

とによるとまどい等、児童養護施設と、そこで働く心理担当職員が抱えている問題が色濃く表れているものであった。他方、定性的コード単位で主訴の内容を見ると、児童の問題(行動)および心理業務についての内容が圧倒的に多かった。これは、コンサルティが心理コンサルテーションの場を、児童のことや心理業務のことを相談する場だと捉えていたのだと考えられる。換言すれば、保育士として入職し、迷いながら自分なりに心理業務をやってきたコンサルティにとって、専門的助言を得られる場としてコンサルテーションが活用されていたとも言えるだろう。

アセスメント

アセスメントは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに順ずるもので、【児童の基礎情報】【児童の様子】【児童の人間関係】【心理業務】【児童の問題(行動)】【職員の基礎情報】【職員の問題】【これまでのかかわり】の8つの概念的カテゴリが見出された。

【児童の基礎情報】は、『属性』『疾患・不調』『生育歴・家族情報』『入所歴』『学校歴』『入所棟・担当職員』の6つの焦点的コードで構成されていた。【児童の様子】は、『施設での様子』『学校、保育園での様子』『施設での人間関係』『家族関係』の4つの焦点的コードから構成されていた。

【児童の人間関係】は、『施設での人間関係』『家族関係』の2つの焦点的コードから構成されていた。【心理業務】は、『プレイセラピー等の頻度』『プレイセラピーの内容』『書類作成』の3つの焦点的コードから構成されていた。【児童の問題(行動)】は、『身体症状・行動化』『情緒的問題』『知的側面』『対人行動』『非行』『性的な問題』『発達障害的要素』の7つの焦点的コードから構成されていた。【職員の基礎情報】は、『勤務歴』『基礎情報』『職員との関係』『児童との関係』の4つの焦点的コードから構成されていた。【職員の問題】は、『事件後の職員の様子』の焦点的コードから構成されていた。【これまでのかかわり】は、『職員の児童へのかかわり』『コンサルティによるプレイセラピー』『コンサルティが行ったかかわり』

『他機関と連携しての施設の対応』『児童へ対する専門家の見立て』の5つの焦点的コードから構成されていた。

考察 アセスメントの概念カテゴリおよび焦点的コードは、大別すると、児童の基本情報、問題(行動)に関する情報に加え、職員の情報、これまでにコンサルティや職員が行ってきた児童に対するかかわり等の情報から成り立っていた。本稿中にはページの都合上割愛したが、定性コード単位では今回抽出した6つの分類の中で最多数であり、児童養護施設ならびに入所児童が抱える問題の背景や成因の多様さ、それらに対して施設と職員がさまざまな角度からかかわっていることを浮き彫りにする内容であった。

問題の定義づけ

問題の定義づけは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに順ずる分類であり、【問題の明確化】【問題の定義づけ】【定義づけの根拠】の3つの概念的カテゴリが見出された。

【問題の明確化】は、『問題(行動)の確認』『現行のかかわりの確認』『現行の取り組みの確認』『プレイセラピーでの言動の確認』『プレイセラピーの契約の確認』『プレイセラピーの必要性の確認』『介入の目的の確認』『ニーズの確認』の8つの焦点的コードで構成されていた。【問題の定義づけ】は、『児童の問題(行動)の同定』『児童の問題(行動)の意味』『児童の問題(行動)の深尺度』『児童の問題(行動)の心理的背景』『周囲への影響』『プレイセラピーの適応』『プレイセラピーでの言動の意味』『児童に対する心理学的見立て』『思春期の予測』『事件の心理的背景』『事件の心理的影響』『職員と児童の状態の関連の見立て』『職員に対する見立て』『職員の不適切なかかわり』『職員との齟齬の再定義』『施設への見立て』の16の焦点的コードから構成されていた。【定義づけの根拠】は、『専門知識』『児童に対する心理学的見立て』『問題に対する見立て』の3つの焦点的コードから構成されていた。

考察 Brown et al.(2001)によると、問題の定義づけの段階は、コンサルタントとコンサルティ

の専門性の違いや、当事者と第三者という立場の違いによる問題に対する見え方の違いに関して話し合い、すり合わせを行うプロセスである。よって、コンサルテーションを方向づける上で極めて重要なプロセスといえる。そのことを踏まえると、【問題の定義づけの根拠】という概念的カテゴリが見出されたことは興味深い。問題の定義づけの根拠に関する多角的な情報提供をコンサルティへ行うことで、コンサルティがコンサルタントの専門性を取り入れ、新たな視点から問題を理解することを助けていると考えられるためである。また、根拠の説明を行うことによってコンサルティの心理的な視点を養うことができ、コンサルティの成長および支援スキルの向上を助けるかかわりでもある。本研究におけるコンサルテーションではそれが意図的かつ強力に推し進められていたと考えることができ、コンサルタントのコンサルテーションの方向づけが反映された結果と言えよう。

かかわり方の選定

かかわり方の選定は、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに順じており、【かかわり方の代替案(→児童)】【かかわり方の代替案(プレイセラピー)】【かかわり方の代替案(コンサルティ→職員・施設)】【かかわり方の代替案(施設→職員)】【かかわり方の代替案(施設→関連機関)】【かかわり方の代替案(支援の構造)】【かかわり方の代替案(コンサルタントの直接介入)】【かかわりの目的】【代替案の根拠】の9つの概念的カテゴリが抽出された。

【かかわり方の代替案(→児童)】は、『問題に即したかかわり方』『具体的なかかわり方』『問題(行動)の予防』『周囲の児童への働きかけ』の4つの焦点的コードから構成された。【かかわり方の代替案(プレイセラピー)】は、『問題に即したかかわり方』『具体的なかかわり方』『プレイセラピーの構造化』『プレイセラピーの制限』『プレイセラピーの受容的かかわり方』の5つの焦点的コードから構成されていた。【かかわり方の代替案(コンサルティ→職員・施設)】は、『問題に即したかかわり方』『心理教育』『具体的なかかわり方』『情

報収集』『職員との連携』『職員への介入』の6つの焦点的コードから構成されていた。【かかわり方の代替案(施設→職員)】は、『カウンセリングの勧奨』『情報の共有』『職員に対する指導』『職員への働きかけ』『職員の育成』の5つの焦点的コードから構成されていた。【かかわり方の代替案(施設→関連機関)】は、『学校との連携』『児相との連携』『関連機関との連携』『医療機関の受診』の4つの焦点的コードから構成されていた。【かかわり方の代替案(支援の構造)】は『情報収集』『心理的ケアの実施』『優先順位の再考』『環境調整』『支援者の選定』『職員とのカウンセリングの再構造化』『危機対応として再構造化』『施設の支援体制の再構造化』の8つの焦点的コードから構成されていた。【かかわり方の代替案(コンサルタントの直接介入)】は、焦点的コード『心理業務に関する書類の作成と活用』から構成されていた。【かかわりの目的】は、『対象の内在化』『児童のセルフコントロールの向上』『望ましい行動の維持』『自己理解と他者理解』『職員の自己理解』『職員のカウンセリングの目的』の6つの焦点的コードから構成されていた。【代替案の根拠】は、『専門知識』『児童に対する心理学的見立て』『職員に対する見立て』『コンサルティと職員の認識のずれの見立て』『職員との情報共有』の5つの焦点的コードから構成されていた。

考察 かかわり方の選定の概念カテゴリおよび焦点的コードを大別すると、コンサルティや職員、施設から児童や職員に対して心理的観点から提出されたかかわりの代替案、心理業務を円滑に進めるためのワークや書類の提案、そしてそれらの活かし方、それらを実施する目的、かかわりの根拠等から構成されていた。この分類では、焦点的コードの数が44と最多であり、様々な角度から多様な助言が行われていることが示された。

また、【かかわりの根拠】は、Brown et al.(2001)には明確に示されていない。本研究におけるコンサルテーションでは、コンサルティになぜそのかかわりを行うのかを十分に理解してもらい、納得した上でそのかかわりを行ってもらうために行わ

れたと考えられる。これは、先にも触れたように、異なる専門性を持つ者が協働していくコンサルテーションゆえの発話であるのと同時に、コンサルティの成長を促すかかわりを意図するかかわりだと言えるだろう。

コンサルティの発話

コンサルティの発話は、随所に出現したコンサルティ自身の見解や思い等のコンサルティの発話に対して、新たに分類枠を与え、コード化と概念カテゴリを付与したものである。【見立て】【確認】【報告】【自己開示】の4つの概念的カテゴリが抽出された。

【見立て】は、『児童に対する見立て』『職員に対する見立て』『施設全体の問題に対する見立て』の3つの焦点的コードで構成されていた。【確認】は、焦点的コード『かかわりの確認』から構成されていた。【報告】は、『児童の経過報告』『職員の経過報告』『助言された介入の実施』の3つの焦点的コードから構成されていた。【自己開示】は、『児童に対する心配』『児童への思い』『気づき』『落胆』『納得のいかなさ』『心理業務に対する見直し』『心理に対する施設職員の理解のなさ』『心理業務の展望』『自分の状態に対する懸念』『職員へのとまどい』『職員に対する懸念』『業務向上への期待』『職員との齟齬』『自責』『反省』『同意』『安堵感』『希望・展望』『介入の意思表示』の19の焦点的コードから構成されていた。

考察 ここにはBrown et al.(2001)の枠組みに当てはまらない内容のうち、コンサルティによる見立て、確認、報告、自己開示などが分類された。ここに含まれる問題や児童に対するコンサルティの見立て、児童や職員に対するコンサルティの様々な思いには、コンサルティにとってのコンサルテーションの意味や位置づけ、コンサルタントとの関係性などが反映されると考えられるため、コンサルテーションプロセスをとらえる際の重要な視点となり得る。本研究におけるコンサルティは、自身の見解を積極的に述べ、仕事をめぐる自分の思いを自然な表現で話していたことから、コンサルタントとコンサルティの間に良好な関係

性が築かれているのに加え、コンサルティの内省力や表現力が示唆されているといえるだろう。

コンサルタントの発話

コンサルタントの発話は、前項のコンサルティの発話と同様に、コンサルテーションプロセスの枠組みを超えて行われたコンサルタントによる印象や要望、およびコンサルティを支持するような発話に対して、新たに分析枠を与え、コード化と概念カテゴリの設定を行ったものである。【心理教育】【エンパワメント】【自己開示】【報告】の4つの概念的カテゴリが見出された。

【心理教育】は、『心理的ケアの特徴』『児童の問題(行動)の理解』『予後・予測』の3つの焦点的コードから構成されていた。【エンパワメント】は、『コンサルティのかかわりに対する助言』『コンサルティのかかわりに対する支持』『コンサルティの力量に対する評価』の3つの焦点的コードから構成されていた。【自己開示】は、『クライアント(職員)に対する印象』『施設に対する印象』『コンサルティに対する要望』『職員に対する要望』『経験からの判断』の5つの焦点的コードから構成されていた。【報告】は、焦点的コード『直接介入の報告』から構成されていた。

考察 ここにはコンサルティの発話と同様に、Brown et al.(2001)の枠組みで厳密には分類できないコンサルタントの発話が分類された。その内容は、心理教育、コンサルティに対するエンパワメント、コンサルタントの自己開示、コンサルティ自身が行った直接介入の報告であった。

心理教育は、問題の定義づけやかかわりの代替案を提案する際の根拠を超えてコンサルティへ心理学の専門知識を伝えていたセグメントからなる。心理教育では、コンサルティの主訴に対し直接的な助言を行うだけでなく、より一般化された知識を授ける傾向が見られた。心理学的知識は、コンサルティが心理担当職員として成長していくためには必須のものであり、経過・予後の予測を伝えることで、コンサルティが今後備え、問題を事前に防ぐためのかかわりだと考えられる。

それに加えて、エンパワメントにおいて、コン

サルティのかかわりを支持し、肯定的な評価を行うなど、コンサルタントのサポート的なかかわりが示されていた。ここで見出されたプロセスは、支持的でカウンセリング的とも言えるようなものであった。

総合考察

本研究では、児童養護施設職員に対して実施した14回の心理コンサルテーションに関して、Brown et al. (2001)のコンサルテーションプロセスの枠組み、佐藤(2008)の質的データ分析法を用いて分析を行った。Brown et al.(2001)で挙げられているコンサルテーションプロセスであるアセスメント、問題の定義づけ、かかわり方の選定に加え、新たに主訴、コンサルティの発話、コンサルタントの発話の3分類が加わり、計6つの分類が見出された。この結果は、本研究において実施されたコンサルテーションがコンサルテーションとしての枠組みに沿ったものであったことを傍証すると同時に、独自の側面も併せ持っていたことを示唆していると言えるだろう。

主訴ならびにアセスメントの概念的カテゴリおよび焦点的・定性的コードには、児童養護施設の現状が如実に反映されており、これら2分類の内容によって、児童養護施設ならびに入所児童が抱える多様な問題、それに対する施設と職員のかかわりの現状が明らかにされた。

続く、問題の定義づけ、かかわり方の選定は、コンサルテーションの中核と言える部分であり、コンサルテーションという形態の支援がもつ最も特徴的な部分である。ここで見出された概念的カテゴリおよび焦点的・定性的コードの凡そはBrown et al.(2001)の示唆に合致するものであったが、今回、問題の定義づけ、かかわり方の選定に共通して見出された【問題の定義づけの根拠】
【かかわり方の選定の根拠】は注目すべき概念的カテゴリであった。そもそも問題を定義づけし、かかわりの代替案を提出するこの2プロセスは、

異なる専門性をもつコンサルティとコンサルタントが相互の見方の摺り合わせによって、問題を打開するための新たな局面を切り開くプロセスである。本研究であれば、コンサルティがかかわりに苦慮する児童の心理的な問題を、コンサルタントが心理的観点から再構成し助言を行い、コンサルティが自分が所属する児童養護施設のその児童に対して最も適した形へと調整を加え、コンサルタントに再度提出し、双方の合意に基づき介入に至るというプロセスといえる。Brown et al.(2001)では、問題の定義づけにしても、かかわり方の選定にしても、特にその根拠を説明することについては言及されていない。だが、問題の定義づけの根拠を説明することで、コンサルティがコンサルタントの専門性を取り入れ、新たな視点から問題を理解することを助けていくであろうし、かかわり方の選定の根拠は、コンサルティがなぜそのかかわりを行うのかを十分に理解し、納得して支援を実施していくことにつながるだろう。さらに言えば、コンサルティがもつ専門性とは異なる心理学的根拠の十分な説明は、コンサルティの満足とコンサルテーションの成否に直結する重要な要素と考えられるのではないだろうか。

一方、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスの枠組みに合致しないコンサルティ、コンサルタントの発話における概念的カテゴリおよび焦点的・定性的コードでは、問題や対象に対するコンサルティの見立てや、児童や職員さらに児童養護施設での仕事に対するコンサルティの思いが、かたやコンサルタントの発話においては心理教育やエンパワメントというかかわりが見出された。これらの知見から示唆されるのは、本研究で行われたコンサルテーションが、異なる専門性をもつ専門家同士のビジネスライクな意見助言の交換の場ではなく、相互の専門性に基づく対等な支援プロセスであると同時に、時には互いに本音を口にし、迷い悩むコンサルティに共感し、支える場でもあったということである。心理臨床プロセス

は人間関係を基盤に進展し、援助者と被援助者は双方が互いに影響を及ぼし合い、プロセスを構成すると言われている(岩壁, 2008)。本研究の結果は、コンサルテーションもその例に漏れないことを示唆していると言えるだろう。

さらに、今回は児童養護施設職員へ対する心理コンサルテーションについて、そのプロセスをすべてコード化し、可視化して示した。そこで実際に行われているコンサルテーションプロセスは、Brown et al.(2001)によって定義づけされているコンサルテーションプロセスに、コンサルティとコンサルタントの発話が加わる相互的な援助過程であることが示唆された。

また、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに該当するもの、しないものも含め、コンサルティの発話に基づくコードやカテゴリは、児童養護施設ならびにそこで働く心理担当職員が抱えている問題、そこでの所感、業務改善のためのニーズ、そしてコンサルテーションに対する評価など、コンサルティのコンサルテーションへのニーズであり、コンサルテーションの動機づけを反映するものであった。これらの情報を的確に整理していくことで、コンサルティすなわち児童養護施設職員の心理コンサルテーションに求めるものをより明確にすることは、今後行われる心理コンサルテーションをさらに施設、職員にとって有用なものとするのに必須である。

かたやコンサルタント側の発話についても、より精査する必要がある。特に、コンサルタントの発話単独での検証ではなく、前後のコンサルティの発話と組み合わせユニットとして取り扱うことで、その機能や意義について、より妥当な形で検討していくことが可能になると思われる。

一方で、本研究では陪席記録をデータ源としており、研究者の主観により情報が取捨選択していたり、コンサルティおよびコンサルタントが本来意図していたことと異なる意味で情報を捉えていることが考えられ、厳密には客観性が保

たれていない。また、一人を対象としたデータのため、得た知見を一般化することはできない。本研究を端緒とし、さらに研究を推し進めていく必要がある。

付記

本研究は、第1著者が2014年1月に鹿児島純心女子大学大学院に提出した修士論文の一部に対して新たに考察を加え、加筆・修正を行ったものです。お忙しい中コンサルティとして研究に協力してくださった児童養護施設職員のAさんならびに所属施設の皆様に厚くお礼を申し上げます。

文献

- Brown, D., Prywansky, W. B., & Schulte, A. C. (2001): *Psychological consultation: Introduction to theory and practice (5th ed.)*. Boston: Allyn & Bacon.
- 樋口亜瑞佐(2009): 児童養護施設における心理療法事業に関する一考察 その3-治療構造とコンサルテーションについて考える- 大阪府立大学大学院心理臨床センター紀要, 3, 41-47.
- 加藤尚子(2006): 心理コンサルテーションに関する基礎的研究-虐待を受けた子どもの援助者への適用を目的として- 子どもの虐待とネグレクト, 8(3), 376-387.
- 加藤尚子(2009): 虐待を受けた子どもの支援者への心理コンサルテーションの機能とプロセスに関する研究 社会福祉学, 50(1), 5-15.
- 箕口雅博(1987): 養護施設におけるクリニカル・サイコジストの役割-精神衛生コンサルタントの立場から- 心と社会, 50, 13-21.
- 箕口雅博・上手幸治(2007): 介入戦略と方法 日本コミュニティ心理学会 コミュニティ心理学ハンドブック, 東京大学出版会, pp150-172
- 中山万里子(2011): 児童養護施設における子ども暴力 白鷗大学教育学部論集, 5(1),155-181.
- 佐藤郁哉(2008): 質的データ分析法 原理・方法・実践 新曜社
- 石曉玲(2006): 児童養護施設における子どもの情緒的・行動的問題アセスメント-被虐待児を中心とした治療的対応を巡って- 臨床心理学研究, 32(1)1-8.
- 下笠幸信(2004): 被虐待児のプレイセラピーにおける攻撃と依存-児童養護施設Cでの事例を通して- 臨床教育心理学研究, 30(1), 71-80.
- 曾田里美(2002): 児童養護施設における心理療法担当職員のあり方-コンサルテーションを中心に- 社会福祉学研究, 6, 77-94.
- 坪井裕子(2005): Child Behavior Checklist/4-18(CBCL)によ

- る被虐待児の行動と情緒の特徴－児童養護施設における調査の検討－ 教育心理学研究, 53,110-121
- 坪井裕子(2008)：児童養護施設における臨床心理士の役割と課題 人間環境大学『こころとことば』, 7, 47-59.
- 坪井裕子・李明憲(2007)：虐待を受けた子どもの自己評価と他者評価による行動と情緒の問題－Child Behavior Checklist (CBCL)とYouth Self Report (YSR)を用いた児童養護施設における調査の検討－ 教育心理学研究, 55, 335-346.
- 築地典絵(2004)：児童養護施設における心理職の役割についての報告－被虐待児への心理療法とコンサルテーション 花園大学社会福祉学部研究紀要, 12, 23-33.
- 若本純子・福永真理奈(2013)：児童養護施設における心理コンサルテーション①－本研究の背景と理論的枠組み－ 鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要,8,11-18.
- 渡辺利子(1988)：養護施設におけるコンサルテーション 会津大学短期大学部研究年報, 55, 147-166.
- 山本和郎(1986)：コミュニティ心理学－地域臨床の理論と実践 東京大学出版会

The qualitative analysis of psychological consultation in children's home

FUKUNAGA Marina, WAKAMOTO Junko

The present study examined psychological consultations in children's home with qualitative analysis. 14 psychological consultations were conducted for a psychological staff through 8months. The theoretical framework was a consultation process model (Brown, Pryzwansky, & Schulte, 2001), and the qualitative analysis method was based on Sato(2008). It was found that 32 conceptual categories consisted of 155 focal codes. The consultation process as "main complaints" and "assessments" included various problems of children and difficulty in children's home. Though categories and codes in "problem definition" and "strategy selection" were generally coincident to Brown et al.(2001) framework, additional foundations on suggestions were characteristic. Speech of consultee and consultant, which were original process frames, implicated that consultation processes were not only professional and equal helping processes but also coordinated and mutual.

KeyWords : children's home, psychological consultation, qualitative analysis